

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を平成29年8月2日として行った請求人の子である〇〇さん（以下「本人」という。）に係る愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2度への変更を求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

本人は自閉症である。その特性により、記憶力や学習能力は多少ある。しかし、その能力は生活に応用することは難しく、ムラがある。実際、平成29年7月21日に〇〇クリニックにて田中ビネー

検査を受けたが、知能指数 29 という結果が出ている。毎日の生活を共にする家族、友人等が、2 度と同等と感じている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 30 年 3 月 8 日	諮問
平成 30 年 4 月 23 日	審議（第 20 回第 4 部会）
平成 30 年 5 月 21 日	審議（第 21 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害

者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『2』程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『中度』と判定され、またプロフィールがおおむね『3』程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実

施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 本人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ36と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に該当する3度と記載されている。

イ 「知的能力」について

面接等で、本人は、「新聞」、「朝」、「顔」などの小学校2年生レベルの漢字の読みが可能であり、氏名を漢字で表記することができたが、文章を正確に聞き取り、漢字混じりで正しく表記することはできなかつた。数的能力は、繰り上がり、繰り下がりのある加減算や九九の計算が可能であった。

以上により、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ウ 「職業能力」について

面接等において、就労移行支援事業所の実習で、シール貼り、封入、仕分け、ファイリングなどの作業に従事しており、作業内容を覚えて一人で取り組むことが可能との陳述があった。

以上により、個別判定基準表における「助言等があれば、単

純作業が可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

エ 「社会性」について

面接等において、学校では同級生と単語で話をしており、学校行事への参加が可能との陳述があった。また、学校の部活でキーボードを弾いたり、スペシャルオリンピックスや合唱の活動にも参加しているとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

オ 「意思疎通」について

面接等で、本人は、質問に対して短文又は単語で返答をしていたが、オウム返しをすることも多かった。

以上により、個別判定基準表における「言語による意思疎通がやや可能」の区分に相当するものとして、2度と記載されている。

カ 「身体的健康」について

本人は、てんかんの診断を受けて服薬しているが、発作は、中学2年生と高校2年生の時の2回であり、ひんぱんに繰り返す発作とは認められないことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

キ 「日常行動」について

面接等において、興奮状態になると大声を上げる、独り言を言う、飛んだり走ったりすることがある、非常に怒った時に自分を傷つける行動がみられるとの陳述があったものの、日常生活や学校生活において大きな問題はないとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした

支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

面接等において、食事は用意された物を箸で食べる、排泄は自立、着脱衣はひととおり自分で着る、入浴は自立、身だしなみについては声かけが必要との陳述があった。

以上により、個別判定基準表における「周辺生活の処理がおおむね可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中7項目が3度（中度）、1項目が2度（重度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、本人及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的能力障害（中度）」と、心理学的所見欄には「CA 18 MA 5 : 10 IQ 36 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「卒業後も、本人の能力に応じた社会参加の機会が得られるよう、支援が必要である。」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、本人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、

知的障害の程度が処遇上『中度』と判定され、またプロフィールがおおむね『3』程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判定するのが相当である。

したがって、本件判定書及び本件申請書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、平成29年7月21日に本人が受けた田中ビネー検査では知能指数は29であり、毎日の生活を共にする家族、友人等も2度（重度）に該当する程度と感じている旨主張する（第3）。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており（1・(2)及び(3)）、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている（1・(5)）ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「3度（中度）」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)